

くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱の改正について

1 趣 旨

くぬぎ山地区自然再生協議会の円滑な運営を図るため、協議会の議事・運営に関する企画立案を行う運営委員会を設置する。

2 内 容

くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱に、次の条文（第 1 1 条）を追加するとともに、第 1 1 条以降を順次繰り下げる。

第 1 1 条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、協議会の議事・運営に関する企画立案を行う。

3 運営委員会は 1 5 名以内の委員で構成する。

4 運営委員会の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会の委員は、会長及び副会長が委員の構成を勘案して推薦し、協議会の同意を得て決定する。

6 運営委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、運営委員会構成委員の互選により選出する。

7 運営委員会は、委員長の招集により開催する。

8 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。

9 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、運営委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。